

## ①（仮称）おいらせ町防災基本条例の条文案の検討について

○先進自治体の条文を参考に掲載しましたので、おいらせ町にあった内容の条文を、委員の皆さんで考えていきましょう。会議当日、意見をお聞かせください。

### （前 文）

○震災復興計画の理念を基に組み立てると・・・

~~十和田湖から流れ来る奥入瀬川の清流や流域に広がる肥沃な土地、奥入瀬川が注ぎ込む太平洋など、おいらせ町は「水」からの大いなる恵によって育まれてきました。しかし、3月11日14時46分に発生した大地震は、その「水」が大津波となり、私たちに向けて牙を剥き、沿岸地域を中心に甚大な被害をもたらし、私たちの生活と経済活動に大きな打撃を与えました。~~

自然災害は、私たちが人知を尽くしても防ぎきることなどできないことは、今回の大災害で改めて思い知らされました。私たちの意識も、これまでのように、災害を防ぐ「防災」から、災害を減らす「減災」へと転換していかなければなりません。

万一、再びこのような大災害に見舞われても、被害を最小限に食い止めることができるような災害に強い、現世代だけでなく、将来世代もが安心して暮らせる町をつくり上げていくことが必要です。

大震災発生直後から、家族や地域の人たちが互いに助け合い、支えあって、苦難に立ち向かってきました。また、国の内外から救援物資や義援金、ボランティアなど多くの支えがあつてここまで来ることができました。今回の大震災を契機として、改めて家族・地域・多くの人たちとの絆が大きな財産であることを再認識しました。

今回の震災では、おいらせ町の沿岸部を中心に大きな被害が発生しましたが、町民が丸となって震災からの復興を成し遂げ、おいらせ町総合計画に掲げる「奥入瀬川の恵みと笑顔あふれるまち」を目指し『家族・地域の絆を深め、減災を目指した安全・安心のまち』を、自立と助け合いの精神に支えられ、すべての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造する、という決意を表明する。

○岡崎市防災基本条例の前文を参考にすると・・・

~~本市は、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき地域防災計画を作成し、修正を重ね、地震対策を積極的に推進してきた。~~

~~しかしながら、想定される東海地震その他の大規模な地震が発生した場合、甚大な被害を受けるおそれがある。さらに、東日本大震災を受け、東海地震など南海トラフにおける巨大地震の規模及び震度も見直され、これにより被害の拡大も予想される。また、平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨では、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨などにより、市民の尊い生命や貴重な財産を失うなど、未曾有の被害をもたらした。~~

こうした状況において、災害から生命、身体及び財産を守るためには、災害に強いまちづくりを最重要課題として位置付け、いつ発生するか分からない災害に備え、災害予防や減災対策などの施策を早急を実施し、継続していかなければならない。そして何より、地域社会における防災活動の基盤となる人と人との絆を大切にし、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかなければならない。

私たちは、自らのことは自らで守る「自助」、身近な地域で支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者、市及び議会が、それぞれの責務や役割を十分に理解し、一体となって災害に立ち向かう決意を明確に示すとともに、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関する体制を整備し、施策の基本事項を定め、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

## ○秋田市災害基本条例の前文を参考にすると・・・

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。この未曾有の大災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。

人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできません。だからこそ、私たちは、災害による被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければなりません。

災害から市民の生命と暮らしを守るためには、市が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、市に関わる全ての者の責務と役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

ここに、町と町民との適切な役割分担の下、自助・共助・公助がバランス良く融合された、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## (第1章 総則)

### 第1条 目的

#### ○災害対策基本法の目的を参考にすると・・・

この条例は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### ○岡崎市防災基本条例を参考にすると・・・

この条例は、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関し、町民、事業者、町及び議会の責務及び役割を明確にするとともに、それらの対策の基本となる事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を最小限に軽減し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すことを目的とする。

#### ○秋田市災害基本条例を参考にすると・・・

この条例は、町民、事業者、町その他町に関わるものの災害対策における責務および役割を明らかにするとともに、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって町民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2条 定義

他市町村で記載している内容から、当町条例に必要な用語を検討する。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2)防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3)災害時要援護者 高齢者、障がい者その他の災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとることに関し支援を要するものをいう。
- (4)自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。
- (5)町民 町内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (6)事業者 町内で事業活動を行っているものをいう。
- (7)町民等 町民及び町内に勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (8)防災関係機関 国、県、警察、消防といった公共機関及び消防団に代表される地域に組織された団体組織をいう。

### 【法の解説】

**第2条第1号：**災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

**第2条第2号：**防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

**第5条第2項：**市町村の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）。

## 第3条 基本理念

○板橋区の理念を参考にすると・・・。

- (1) 町民、事業者及び町は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。
- (2) 町民、事業者及び町は、地域の安全を確保する上で、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努力しなければならない。
- (3) 町民、事業者及び町は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

○秋田市の理念を参考にすると・・・。

災害対策への取組は、次に掲げる理念を基本として、町民、事業者および町それぞれが連携を図りながら行われなければならない。

- (1) 町民及び事業者（以下「町民等」という。）が、事故の責任により自らを災害から守るという自助の理念
- (2) 町民等が、地域において相互に助け合い、お互いを災害から守るという共助の理念
- (3) 町が、町民等を守るための施策を推進するという公助の理念

○港区の理念を参考にすると・・・。

防災対策は、自らのことは自ら守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が町民等の安全を確保するという公助の考え方に基づき、町、町民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行わなければならない。

第4条 地域防災計画への反映

○板橋区、秋田市を参考にすると・・・。

町防災会議（法第16条第1項の規定により設置した防災会議をいう。）は、町の地域防災計画を作成するにあたっては、前条に規定する基本理念を反映しなければならない。

○港区を参考にすると区の責務（地域防災計画の実施）に規定・・・。

町長は、法第42条第1項の規定により作成された町地域防災計画に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施するものとする。

第5条 町民の責務

○板橋区、港区を参考にすると・・・。

(板)町民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える処置を講ずるように努めなければならない。

(港)町民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、地域住民の安全の確保に努めなければならない。

2 町民は、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保並びに風水害に対する備え  
建築物その他の工作物の安全性の向上(港)
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水及び食糧の確保  
飲料水、食料等生活必需品の備蓄(港)
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- (7) 防災に関する知識及び技術の習得(港)

(港)3 町民は、町関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めるとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

○秋田市を参考にすると・・・。

町民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
- (2) 家具の転倒および物品の落下の防止のための措置を講ずること。
- (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
- (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に自ら必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
- (6) 避難場所及び避難方法を確認すること。
- (7) 災害時の連絡先および連絡方法を確認すること。
- (8) 防災に関する情報を取得すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項。

### ○大津市を参考にすると・・・。

町民は、基本理念にのっとり、自ら災害に備えるため次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 地域における相互協力及び自主防災活動の推進
- (2) 災害時に必要な飲料水及び食糧の備蓄並びに日用品その他避難生活において必要となる物品等の確保
- (3) 町が行う防災対策への協力

### ○岡崎市を参考にすると・・・。

町民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する次に掲げる事項の実施に努めるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動し、防災に寄与するよう努めるものとする。

- (1) 災害時における初期消火、救難・救助、応急手当その他の初期活動を積極的に行うための準備
  - (2) 災害時における危険地域並びに避難の経路、方法及び場所並びに外出先からの帰宅方法並びに家族間の連絡方法の確認
  - (3) 町又は地域コミュニティによる災害対策活動への参加及び協力
  - (4) 防災情報の入手方法の確保及び防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加
  - (5) 災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承の後世への継承
  - (6) 所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
  - (7) 地震による家具等の転倒及びガラス等の飛散を防止するための措置
  - (8) 災害時に必要な飲料水及び食料の備蓄
  - (9) 日用品、医薬品その他避難生活において必要となる物品等の確保
- 2 町民は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めるものとする。

## 第6条 事業者の責務

### ○板橋区を参考にすると・・・。

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。
- 3 事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、帰宅困難者対策（事業所に通勤し、又は来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものの災害時における安全な帰宅を確保するための対策をいう。）等を確立しなければならない。

### ○港区を参考にすると・・・。

事業者は、その社会的責任に基づき、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めなければならない。

- 2 事業者は、自主防災組織等との連携を図りつつ、地域における自主的な防災対策活動に協力するとともに、町、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、災害時において、従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。）対策のため、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めなければならない。

○秋田市を参考にすると・・・。

事業者は、従業員および顧客（以下「従業員等」という。）の安全の確保のため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
- (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
- (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
- (6) 避難経路、避難場所および避難方法についての確認および従業員等への周知を行うこと。
- (7) 災害対策に関する知識および技術の従業員等への周知を行い、防災訓練を実施すること。
- (8) 災害時における情報の取得および伝達の手段の確認および確保ならびに従業員等への周知を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

2 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に事業を再開できるよう、体制の整備に努めなければならない。

○岡崎市を参考にすると・・・。

事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う災害発生を防ぐとともに、社会的責任を自覚し、災害に備えるため、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時における初期消火、救難・救助、応急手当、避難誘導その他の初期活動を積極的に行うための準備
- (2) 事業所に来所する者（第21条において「来所者」という。）及び従業員並びに事業所の周辺地域における市民の安全の確保
- (3) 町又は町民等（町民及び町民の組織する団体をいう。以下同じ。）による災害対策活動との連携及び協力
- (4) 従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加
- (5) 事業継続に係る計画の策定及び防災活動の推進並びに危機管理体制の整備
- (6) 所有し又は管理する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
- (7) 地震による機械設備等の転倒を防止するための措置
- (8) 事業者として必要な飲料水及び食料並びに物資の備蓄

2 事業者は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めるものとする。

## 第7条 町の責務

○板橋区を参考にすると・・・。

- (1) 町は、防災に関する調査研究を行い、必要な施策の策定・体制の整備をするとともに、これらを常に明らかにする責務を有する。
- (2) 町は、施策の策定・体制の整備にあたっては町民・事業者の意見を反映するように努めなければならない。
- (3) 町は、町民・事業者・国等との連携に努め、必要なときは災害時の業務に関する協定を締結することができる。
- (4) 町は、町民・事業者・ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援・協力しなければならない。
- (5) 町は、地域の住民防災組織を育成するため、積極的に支援・協力をを行い、その充実を図られるようにしなければならない。



### ○港区を参考にすると・・・。

(町長の基本的責務)

町長は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、及び防災体制を整備しなければならない。

2 町長は、防災対策を行うに当たり、国、県及び他の市町村との連絡調整を行うとともに、町民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等との連携及び協力に平常時から努めなければならない。

### ○秋田市を参考にすると・・・。

町は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する必要な対策を推進することにより、町民の生命、身体および財産を災害から守るとともに、安全を確保しなければならない。

### ○岡崎市を参考にすると・・・。

町は、基本理念にのっとり、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として、被害を最小限に軽減するため必要な次に掲げる施策を講ずるとともに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図らなければならない。

(1) 災害時における水防活動、消防活動、救難・救助及び応急措置

(2) 避難準備情報並びに避難の勧告、指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関する情報の提供

(3) 国、県及び他の地方公共団体並びに町民等と連携した災害対策の的確かつ円滑な実施

(4) 業務継続に係る計画の策定、防災活動の推進及び危機管理体制の整備

(5) 被災者支援のためのシステムの構築

(6) 町民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上並びに自主防災組織の育成

(7) 災害時に迅速な応急対策を実施するための事業者、事業者団体及び他の地方公共団体との応援協定の締結の推進

(8) 町民等及び事業者に対する建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び支援並びに地震に対する安全性の確保に関する啓発及び知識の普及

(9) 所有し又は管理する建築物の地震に対する安全性の確保のための必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施

(10) 管理する道路施設、河川施設、上下水道施設等の災害に対する安全性の確保

(11) 避難者等に必要飲料水、食料その他の物資の備蓄

2 町は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動において、町民等及び事業者の協力を得て、早期の復旧及び復興に努めなければならない。

## 第8条 職員の責務

### ○港区を参考にすると・・・。

町職員は、町民等の安全を確保するため、防災に関する知識や技術の習得に努めなければならない。

### ○秋田市を参考にすると・・・。

町の職員は、町民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識および技術を習得するとともに、地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加しなければならない。

## 第9条 議会の責務

○岡崎市を参考にすると・・・。

- 議会は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び研究を行い、町の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。
- 2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた町の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。
  - 3 議会は、被災状況の把握及び町民等に対する情報発信に努めなければならない。
  - 4 議会は、町並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

## 2

### (第3章 予防対策)

#### 第10条 情報の収集及び提供

○岡崎市を参考にすると・・・。

- 町は、地震、豪雨等の自然現象の観測を実施し、防災のために必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならない。
- 2 町は、過去の災害事例の検証をするとともに、町域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。
  - 3 町は、災害に備え、町民等及び事業者に対し、あらかじめ、避難所及び避難場所の位置等避難するために必要な情報を提供しよう努めなければならない。
  - 4 町は、町民等及び事業者に対し、平常時から防災に関する必要な情報を提供しよう努めなければならない。
  - 5 町は、町民等及び事業者に対し、速やかに、避難準備情報並びに避難の勧告、指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関する情報、被害の状況に関する情報、応急措置に関する情報等を提供しよう努めなければならない。
  - 6 町民等及び事業者は、災害時に備え、防災に関する情報を自らが積極的に収集しよう努めるものとする。

○秋田市を参考にすると・・・。

- 町は、危険箇所、避難場所、避難所その他災害対策に係る施設等を表示した地図を作成し、災害対策に関する情報を市民に提供しなければならない。
- 2 町は、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、町民が、町民サービスセンターその他の市の施設において情報を入手できる体制を整備しなければならない。

○大津市を参考にすると・・・。

- 町は、災害時に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を市民等及び事業者提供しよう努めるものとする。
- 2 町は、災害時に備え、防災に関する災害情報を円滑に伝達するための基盤整備に努めるものとする。
  - 3 町民及び事業者は、災害時に備え、防災に関する情報を自らが積極的に収集しよう努めなければならない。



## 第11条 自主防災活動の推進

### ○港区を参考にすると・・・

町長は、防災住民組織の育成のため、資器材の供与等、研修の実施、防災に関する意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 町長は、防災住民組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダー（防災住民組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めなければならない。

3 町長は、防災住民組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が、相互に連携を図り、補完し合うことにより、区内で被災した区民等に対して必要な活動を一体的かつ効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。

### ○秋田市を参考にすると・・・

（自主防災組織の育成および支援）

自主防災組織の育成のため、必要な助成および研修の実施ならびに自主的な防災に係る意識の啓発に努めなければならない。

2 町は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織の行う災害対策のための活動において指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

### ○岡崎市を参考にすると・・・

（自主防災活動の推進等）

町は、町民及び事業者が、地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動（次項において「自主防災活動」という。）を積極的に推進するため、防災リーダーの養成を始めとした支援及び協力を行うよう努めなければならない。

2 町民及び事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 町は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーターの養成その他の支援を行うよう努めなければならない。

### ○大津市を参考にすると・・・

（自主防災活動の推進）

町は、町民等の自主防災活動を推進し、及び育成するため、必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

2 町民は、地域における自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域における自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

## 第12条 災害時要援護者への配慮

### ○港区を参考にすると・・・

（災害時要援護者に対する施策）

町長は、高齢者、障害者等で災害時において特に援護を要するもの（以下「災害時要援護者」という。）に対する施策を推進するよう努めなければならない。

2 町長は、災害時要援護者に対する施策を推進するに当たり、必要があると認めるときは、警察署、消防署、町会、自治会、民生委員等に協力を求めることができる。

### ○秋田市を参考にすると・・・

(災害時要援護者への支援)

町は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

2 町は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係るおいらせ町個人情報保護条例（平成●年おいらせ町条例第●号）第●条第●号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員および地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させることができる。

3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければならない。

### ○岡崎市を参考にすると・・・

(災害時要援護者への配慮)

町民等、事業者及び町は、災害時に備え、災害時要援護者（高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者その他災害が発生した場合において避難等に援護を要する者をいう。以下この条において同じ。）に配慮した対策に努めるものとする。

2 町民等及び町は、災害時要援護者の協力の下にその支援を行うために必要な情報の収集及び把握並びに当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

3 避難所である施設の管理者は、災害時要援護者に配慮した施設の整備に努めるものとする。

### ○大津市を参考にすると・・・

(災害時要援護者への配慮)

町民等、事業者及び町は、災害時に備え、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、傷病者、難病患者等で、災害が発生した場合において避難等に援護を要するものをいう。以下同じ。）に配慮した対策を講ずるものとする。

2 町及び町民等は、災害時要援護者の協力の下にその支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるとともに、当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

3 避難所の施設を管理する者は、災害時要援護者に配慮した施設の整備に努めるものとする。

## 第13条 防災に関する教育

### ○港区を参考にすると・・・

(知識の普及等)

町は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実を図り、町民の防災知識の向上および防災意識の高揚に努めなければならない。

2 町市は、関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。

### ○秋田市を参考にすると・・・

(防災教育の推進)

町長は、教育委員会が実施する学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実を努めるとともに、防災住民組織、消防団等が実施する防災教育に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 町は、防災関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。

## ○岡崎市を参考にすると・・・

(防災に関する教育)

町は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及並びに町民等及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。

2 町は、防災訓練、研修等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。

3 町は、防災に関し、町民の理解を深め、活動を支える人材を育成するため、学校教育及び社会教育を通じ、知識及び行動を習得する教育の充実に努めなければならない。

4 事業者は、従業員に対し、防災訓練、講習会等に参加させることにより、防災に関する知識を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

## 第14条 防災訓練

### ○港区を参考にすると・・・

(防災訓練の実施)

町長は、防災住民組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 防災住民組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

3 町長は、前二項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めなければならない。

### ○秋田市を参考にすると・・・

(知識の普及等)

市は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実に図り、市民の防災知識の向上および防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。

### ○岡崎市を参考にすると・・・

(防災訓練)

町は、町民等及び事業者と連携した防災訓練を積極的かつ計画的に行わなければならない。

2 町民は、地域コミュニティ及び町が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域コミュニティ及び町が行う防災訓練に参加し、又は連携するよう努めるものとする。

## 第15条 広告物等の落下防止等

**事業者の責務に掲載してはどうか。⇒秋田市の例に倣い、事業者の責務に掲載すれば、個別条文を設けなくてもよいのでは。**

落下や転倒により、けがや復旧の妨げとなる落下対象物と転倒対象物を定めるとともに、落下、転倒防止対策に努める。

## 第16条 浸水の防止等

特定して条文を載せるべきか検討。

○港区を参考にすると・・・

(風水害対策)

町長は、台風、集中豪雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策に努めなければならない

○岡崎市を参考にすると・・・

(浸水の防止等)

町は、豪雨による浸水を防止し、町民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 町、町民等及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設への浸水の防止に努めるものとする。
- 3 町民等及び事業者は、自らが所有し、又は管理する土地に隣接して設置された雨水ます、側溝等の清掃に努めるものとする。

## 第17条 雨水の流出抑制

特定して条文を載せるべきか検討。

○岡崎市を参考にすると・・・

(雨水の流出抑制)

町は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内に、雨水の流出を抑制するための施設を設置するよう努めなければならない。

- 2 町は、町民等及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する啓発及び普及に努めなければならない。
- 3 町民等及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内において、雨水の流出を抑制するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

## 第18条 文化財等の保護

特定して条文を載せるべきか検討。16条、17条を見て検討。

○岡崎市を参考にすると・・・

(文化財の保護)

町は、平常時から町内において保存されている文化財の実態を把握するとともに、町民等、事業者及び文化財の所有者並びに国、県及び専門家と連携し、文化財を災害から守る体制の整備に努めなければならない。

○大津市を参考にすると・・・

第6節文化財の保護

町は、平常時から町民等、事業者、国、県、文化財所有者及び専門家と連携し、文化財を地震による直接の被害及び火災から守るための体制の整備に努めるものとする。

## 第19条 協定の締結

### ○板橋区を参考にすると・・・

(町民、事業者及び国等との連携)

町は、常に町民及び事業者並びに国、地方公共団体その他の団体等（以下「国等」という。）との連携に努めるものとする。この場合において、町は、必要があると認めるときは、町民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

### ○港区を参考にすると・・・

(他の地方公共団体等との協定の締結等)

町長は、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者に対し災害時に迅速かつ的確に協力を要請するため必要があると認めるときは、あらかじめ当該他の地方公共団体、公共的団体又は事業者と協定を締結するものとする。

- 2 町長は、大規模な災害が発生した場合には、前項の協定を締結していない公共的団体及び事業者に対し、応急対策等に関する支援を要請することができる。

### ○秋田市を参考にすると・・・

(防災に係る協定)

町は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体および事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

## 第20条 ボランティア活動の推進

### ○港区を参考にすると・・・

(ボランティアへの支援)

町長は、災害時において、ボランティアが町内で被災した町民等に対する支援活動を円滑に行うことができるように、活動拠点の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 町長は、県、公共的団体等との連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

## ~~第21条—高層住宅等の震災対策~~

### ~~当町で該当施設が無いので削除~~

~~高層住宅居住者に対する防災計画策定や救出避難等の用具備蓄等を規定。~~

## 第22条 業務継続計画

### ○港区を参考にすると・・・

(業務継続計画)

町長は、災害発生後における町民の生活の安定を図るため、町における業務継続計画(災害時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。以下同じ。)を策定するとともに、必要に応じてその検証を行うものとする。

- 2 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めるものとする。

### 3

## (第4章 応急・復旧対策)

### 第23条 応急復旧措置

#### ○港区を参考にすると・・・

##### (応急体制の整備)

町長は、災害時における避難活動及び救援活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、国、都、防災住民組織、防災関係機関、事業者等との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 1 救出用及び救助用の機器等の整備に関すること。
- 2 飲料水、食料その他避難生活に必要な物資の備蓄等に関すること。
- 3 緊急輸送に関すること。
- 4 避難所に関すること。
- 5 道路上の障害物の除去に関すること。
- 6 医療救護に関すること。

#### ○板橋区を参考にすると・・・

##### (町民等の処置)

町民、事業者、ボランティア等は、災害時において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら必要な処置を講じなければならない。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 要援護者の介護
- (5) 避難者の避難誘導
- (6) 給食及び給水活動
- (7) 避難所の運営協力

##### (町の措置)

町は、災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部として、おいらせ町災害対策本部を設置する。

- 2 おいらせ町災害対策本部に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 町は、災害時においては、町民及び事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 4 町は、災害時においては、ボランティア等による被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。
- 5 町は、災害時においては、要援護者に配慮した措置を講じなければならない。

#### ○岡崎市を参考にすると・・・

##### (応急復旧措置)

町は、災害が発生した場合においては、災害による被害の軽減対策及び迅速な応急復旧措置を行うための体制を確立し、町民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じなければならない。

- 2 町民等及び事業者は、災害が発生した場合においては、相互に協力し、初期消火、被災者の救難・救助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 医療、建築、廃棄物処理等の専門的な知識又は技術を有する事業者は、第1項の規定により町が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。



### ○秋田市を参考にすると・・・

(応急対策を行うための体制の確立)

町は、災害時においては、直ちに法第23条の2第1項の規定により設置する災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を中心とする応急対策を行うための体制を確立しなければならない。

(施設又は設備の復旧)

町は、災害により電気、ガス、通信、交通その他の街民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(復旧の推進)

町は、災害により町の区域内に甚大な被害が発生したときは、国、他の地方公共団体および関係機関と連携協力し、早期の復旧に努めなければならない。

- 2 町は、前項に規定する場合には、町民生活の円滑な再建を図り、都市機能の速やかな回復に資するため、早期に災害対策本部を中心とする復旧体制を確立しなければならない。

## 第24条 避難対策

### ○岡崎市を参考にすると・・・

(避難対策)

町は、食料、毛布その他の被災した町民の生活に必要な物資の確保及び飲料水の供給のために必要な対策を講じなければならない。

- 2 町は、避難所及び避難場所の確保並びに仮設住宅の建設等のための用地に関する情報の管理に努めなければならない。
- 3 町民は、防災関係機関等からの災害に関する情報に留意し、危険を認知したときは自主的に避難するとともに、町からの避難準備情報並びに避難の勧告及び指示に関する情報の提供があったときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 4 町民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うため、平常時から避難所及び避難場所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めるものとする。
- 5 町民等は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

### ○大津市を参考にすると・・・

(避難)

町民は、災害に関する情報に留意し、危険を認知したときには自主的に避難するとともに、町、防災関係機関等から避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときには、これに応じるものとする。

- 2 町民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、平常時から避難場所及び避難所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めなければならない。

## 第25条 代替施設の確保

~~避難所の設置が困難な場合の代替施設の確保を規定。~~

## 第26条 緊急輸送の確保

### ○岡崎市を参考にすると・・・

#### (緊急輸送の確保)

町は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合においては、消火、被災者の救難・救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送(次項において「緊急輸送」という。)を確保するため、道路警戒及び車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 町民等及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合においては、自動車の使用を自粛する等緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとする。

### ○大津市を参考にすると・・・

#### (緊急輸送の確保)

町は、災害が発生した場合においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるものとする。

- 2 町民及び事業者は、災害が発生した場合においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用の自粛に努めなければならない。

## 第27条—帰宅困難者への支援

~~帰宅困難者の事前準備、帰宅困難者対策の実施について規定。~~

~~帰宅混雑を防止するため、関係機関と連携し必要な措置を講ずる。対策推進団体結成、活動支援。情報提供、受け入れ場所確保、物資用具の備蓄、情報連絡・避難誘導體制の確立等を規定。~~

## 第28条—自主防災組織等への支援

~~-(第11条自主防災組織の推進と同じ内容。)-~~

## 第29条—災害ボランティア

~~-(第20条に同じ、ボランティア支援に関する条文)-~~

### 4

## (第5章 復興対策)

### 第30条 復興対策

#### ○港区を参考にすると・・・

#### (復興対策)

町長は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、国、都、防災関係機関等との連携を図り、速やかに被災した地域の復興に努めなければならない。

- 2 町民、事業者等は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、相互に協力し、被災した地域の復興に努めなければならない。

### ○板橋区を参考にすると・・・

#### (町民等の復興対策)

町民及び事業者は、災害により重大な被害を受けた場合において、相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びにまちの復興に努めなければならない。

#### (町の復興体制)

町は、震災により重大な被害を受けたときは、町民生活の再建及び都市の復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、おいらせ町震災復興本部を設置する。

- 2 おいらせ町震災復興本部に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 町は、震災以外の災害により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、第1項に準じる体制をとることができる。
- 4 町は、復興対策を行うに当たっては、町民、事業者、ボランティア等の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 町は、復興対策を行うに当たっては、町民、事業者、ボランティア等及び国等との連携体制を確保するものとする。

### ○岡崎市を参考にすると・・・

#### (復興対策)

町及び議会は、災害により甚大な被害を受けた場合においては、町民等及び事業者と協力して、復興の基本的な方向を検討するよう努めるものとする。

- 2 町は、前項の基本的な方向に基づき復興方針及び復興計画を策定するとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、被災地の速やかな復興に努めなければならない。
- 3 町民等及び事業者は、災害により甚大な被害を受けた場合においては、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めるものとする。
- 4 町民等及び事業者は、町が実施する計画的な復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

### ○大津市を参考にすると・・・

#### (町の復興対策)

町は、災害により町内に甚大な被害を受けたときは、国、県、防災関係機関、市民等、事業者、災害ボランティア等と協力し、被災地の復興に努めるものとする。

- 2 町は、前項の場合には、円滑な町民生活の再建及び被災地の復興を図るため、災害復興計画を策定し、その対策を実施するものとする。

#### (町民等及び事業者の復興対策)

町民等及び事業者は、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めなければならない。

- 2 町民等及び事業者は、町の実施する復興対策に協力するよう努めなければならない。

## 第31条 他自治体災害時の支援

### ○秋田市を参考にすると・・・

#### (他の地方公共団体への支援)

町は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。

### ○大津市を参考にすると・・・

#### (市民等及び事業者の復興対策)

町民等及び事業者は、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めなければならない。

- 2 町民等及び事業者は、町の実施する復興対策に協力するよう努めなければならない。

### 第32条 委任

○秋田市を参考にすると・・・

(委任)

この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

### ② (仮称) 防災基本条例策定委員会要綱の一部改正について

○平成25年度内に、条例案策定の予定でしたが、年度内でのまとめが出来ないことから、平成26年度も引き続き条例案の検討を行うため、委員の任期を改正するものです。

(現行)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。



(改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

### ③ 次回の日程

1) 日時 平成26年 月 日 ( ) 午前・午後 時～

2) 内容 条文案の検討について